

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日)
當日に、
休きは、
當たる翌日

鳥取県告示第六百七十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ十三の規定に基づき、次の保険医の登録を取り消したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十三年十月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名	登録の記号及び番号	登録の取消しの年月日
岡本延雄	鳥齒 一六四	昭和四十三年九月二十日

鳥取県告示第六百八十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ十二の規定に基づき、次の保険医療機関の指定を取り消したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十三年十月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十三年十月十一日

鳥取県告示第六百七十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ十二の規定に基づき、米穀の政府に売り渡すべき時期

告 示

◇教委告示

臨時教育委員会の招集

家畜伝染病予防法による結核病検査等の実施
肥料の登録

解除予定の保安林

健康保険法による保険医療機関の指定の取消
健康保険法による保険医の登録の取消
健康保険法による保険薬剤師の登録

目 次

氏名	住所	登録の年月日 及び番号
岡田 妙子	米子市上後藤二九四の二	鳥葉二一五 昭和四十三年九月二十四日

鳥取県告示第六百八十一号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十三年十月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡大山町大字保田字前浜平一三六

（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

防潮えん堤敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び大山町役場に備え置いて総覽に供する。）

鳥取県告示第六百八十二号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領により、結核病検査及びブルセラ病検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和四十三年十月十一日

- 一 実施の目的 結核病及びブルセラ病予防のため
二 実施する区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
　　搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

- 五 検査の方法
1 結核病検査 ツベルクリン皮内反応
2 ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法

別表

結核病検査及びブルセラ病検査

第 一 次	施 期	日	第 二 次	施 期	日
十月 十四日	十 月 十五日	十 月 十八日	十月 十七日	十 月 十八日	十 月 二十一日
十九日	二十日	二十一日	原	原	河
二十五日	二十六日	二十七日	河	河	原
二十八日			原	原	散岐検診場
			町	町	町
			岡	岡	岡
			船	船	船
			郡	郡	郡
			家	家	家
			市	市	市
美保	大和	千代水	隼	大伊	国英
			船岡	郡家	

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十八号

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十三年十月十一日

鳥取県教育委員会委員長 井 上 善 一

- 一 日 時 昭和四十三年十月十四日 午前十一時
 二 場 所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会委員室
 三 議 題 1 昭和四十三年度教育表彰について
 2 その他